

問い合わせ先	市営住宅・県営住宅の提供 都市整備局住宅政策課（管理係） 504-2293（内線 5632）
	借上げ民間賃貸住宅の提供 都市整備局住宅政策課（計画係） 504-2292（内線 5615）

仮住宅の提供について

令和3年8月11日からの大雨により住宅が被災し居住が困難となった方に仮住宅として、市営住宅・県営住宅を提供します。また、対象者の個別事情によりこれらの住宅への入居が難しい場合には、民間賃貸住宅を借り上げ提供します。

仮住宅の提供対象者は、今回の大雨に伴い、広島市内の居住家屋が被災（全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、道路等のインフラの損壊により住まいとして利用できない場合）し、居住が困難となった方です。

1 市営住宅・県営住宅の提供

(1) 提供する仮住宅

市営住宅及び県営住宅の空き住戸を速やかに仮住宅として提供します。

(2) 提供期間及び使用料

提供期間は、6か月間とします。（自宅の修繕・復旧等の状況を踏まえて延長します。）
使用料は無料（電気、ガス代等は自己負担）です。

(3) 受付

受付開始日：令和3年8月19日（木）から随時、提供（受付）を行っています。
受付窓口：被災した居住家屋が所在する区の建築課

【提出書類】

- ① 災害被災者用仮住宅申込票
- ② 災証明書（被災住宅が所在する区役所で申請し、後日、提出してください。）

(4) 入居手続

受付窓口で提示する市営住宅及び県営住宅から希望する住宅を選んでください。
市営住宅については提供する住宅が所在する区の建築課、県営住宅については広島県ビルメンテナンス協同組合で手続を行い、住宅の鍵をお渡しします。

(5) 仮住宅に入居された方への支援

仮住宅に入居された方には、寝具・日用品等及び家電製品を無償で提供します。

2 借上げ民間賃貸住宅の提供

(1) 提供する仮住宅

不動産関係の公益社団法人3団体*の協力不動産店舗が扱っている物件で、次の月額家賃限度額などの条件を満たすものの中から、被災者の方に選んでいただいた民間賃貸住宅を市が借り上げ提供します。

世帯人数	1人	2人	3~4人	5人以上
月額家賃限度額	55,000円	65,000円	70,000円	95,000円

(2) 提供期間及び使用料

提供期間は6か月とします。(自宅の修繕・復旧等の状況を踏まえて延長します。) 使用料は無料(電気、ガス代等は自己負担)です。

(3) 相談・受付窓口

広島市都市整備局 住宅部 住宅政策課

住 所：広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所 本庁舎5階

電話番号：082-504-2292

※ 8月28日(土)及び29日(日)は、閉庁日ですが午前9時から午後5時まで相談・受付を行います。

(4) 入居手続

① 相談・受付窓口で電話又は訪問により、仮住宅への入居を希望する旨及び市営住宅・県営住宅への入居が難しい旨をご相談ください。

係員が被災の状況や個別事情等を確認の上、協力不動産店舗を紹介します。

② 被災者の方において、紹介した協力不動産店舗で物件を確認するなどして、ご希望の住宅を選んでいただきます。

ご希望の住宅が見つかりましたら、下記の書類により申込みをお願いします。あわせて、日用品等(寝具・家電製品を含む)の無償提供の申込みもお願いします。

ア 協力不動産店舗に備えてある書類

- ・被災者向け借上げ住宅審査申込書
- ・日用品等の要否確認書兼配達申込書

イ ご自身でご用意いただく書類(いずれも後日提出でも構いません。)

- ・住民票
- ・り災証明書

③ 申込書等を市が審査し、後日、協力不動産店舗から被災者の方へ連絡します。

④ 協力不動産店舗で、契約書の締結や鍵の受け渡しなどの手続を行い、入居していただきます。

(5) 仮住宅に入居された方への支援

仮住宅に入居された方には、寝具・日用品等及び家電製品を無償で提供します。

※ 公益社団法人3団体：公益社団法人広島県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会広島県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(順不同)